

## 平成29年度関西圏における三重の食と観光に関する情報発信業務仕様書

### 1 業務目的

三重県では、情報発信、観光誘客、食の販路拡大を営業活動の柱として関西圏における三重の認知度向上に取り組んでいる。

情報発信においては、パブリシティや従来型のメディアに加え、SNSを積極的に活用し、三重の歴史・文化、自然、食といった三重の魅力を発信するとともに、さまざまな主体が実施する事業と組み合わせて複合的に取り組むことで、より効果的に三重の認知度向上を図っていくことが必要と考えている。

また、これら関西圏での営業活動を支えるネットワークの充実・強化にも取り組んでおり、首都圏・関西圏で三重ファンを拡大していくために、「三重の応援団<sup>※1</sup>」などへ加入を促進し、それらを活性化させていく取組を進めているところである。

上記をふまえ、当該業務は、「伊勢志摩サミット」や「お伊勢さん菓子博2017」で注目された三重の「食」をフックとし、マスメディアやSNS等を活用した口コミによる魅力発信を行うことで、関西圏において、県内への誘客促進につながられるように、三重県の認知度向上、食に関心の高い「三重の応援団」の新規開拓をめざすことを目的とする。

※1 「三重の応援団」とは、首都圏や関西圏で口コミやSNSなどにより三重の魅力を発信することや、県などが開催するイベントへの参加などにご協力いただける皆様のこと。

<参考>

<http://www.pref.mie.lg.jp/MKANSAI/HP/84738033540.htm>

### 2 業務名

平成29年度関西圏における三重の食と観光に関する情報発信業務

### 3 期間

契約締結日から平成30年3月20日（火）まで

### 4 業務の内容

(1) 三重県産食材をテーマにした記事の雑誌への掲載

以下の「三重県フェアのプレイベント<sup>※2</sup>（以下、「プレイベント」という。）」及び「三重県フェア<sup>※3</sup>」で使用される、三重県産食材をテーマとした内容の記事を掲載する。

※2 「三重県フェアのプレイベント」

連携主体：ホテルと三重県で連携

開催場所：大阪市内の高級ホテル相当を想定（三重県フェアの実施ホテル）

開催時期：平成30年2月17日（土）（予定）のディナータイムに2時間程度

内 容：「三重県フェア」のキックオフとして、「食」をテーマに三重の魅力を発信できるように、ホテル内レストランのシェフが「三重県フェア」で扱う三重県産食材をテーマに、コースメニューを提供する。メニューはフレンチを予定。詳細は検討中。

会 費：未定（参加者が負担）

参 加 者：50人程度

### ※3 「三重県フェア」

連携主体：ホテルと三重県で連携

場 所：大阪市内の高級ホテル相当を想定（会場は調整中）

時 期：平成30年3月～4月の2カ月間（予定）

内 容：ホテル内レストランで、三重県産食材を使用したメニューを提供

#### ①雑誌の形式について

ア 掲載誌は、関西圏を中心に発行されているものとする。

イ 掲載誌は、平成30年3月15日（木）までに発行するものとする。

ウ 掲載ページ数は2ページ以上とし、1種類の媒体で連続2ページ以上で掲載するものとする。

#### ②現地取材について

ア 「三重県フェア」で扱う三重県産食材は、ホテルと三重県が協議して決定するが、受託者は、企画提案の中で、三重県産食材を2品以上提案するものとする。受託者の提案内容は、県及びホテルが協議をしたうえで、採否を決定する。

イ 取材先は、上記②アの三重県産食材の生産者等とし、具体的な訪問先は県及び受託者が協議をして決定する。決定した取材先に対し、ホテル内レストランのシェフ等が訪問するので、受託者はそれを取材する。

ウ 取材先へのアポ取りは受託者が行い、必要に応じて県がサポートする。

エ 取材は、12月7日（木）～12月8日（金）を予定している。

オ 取材にかかる費用は、全額受託者の負担とする。ただし、県内集合場所からの県内移動にかかる費用は除く。

#### ③記事の内容について

ア 上記②で現地取材した、三重県産食材とその生産者等に焦点を当てた内容とする。

イ 「プレイベント」及び「三重県フェア」の紹介を行うものとする。

ウ 「三重の応援団」を紹介し、新規開拓につなげる企画とする。

#### (2) 複合的な情報発信

提案者の有するSNSやWebの活用など、可能な限り多くの媒体を使用し、1の業務目的を達成できるように、上記(1)についての複合的な情報発信を実施する。

## 5 納品する成果物

(1) 平成30年3月20日(火)までに、掲載誌15冊と業務実績報告書1部(様式任意、A4版・両面印刷)を提出して完了検査を受けること。

なお、業務実績報告書には次の項目を含まなければならない。

- ①業務の実施内容
- ②紙媒体以外による活動の場合は、写真等、履行状況が確認できるもの
- ③その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料

(2) 提出先

〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目11-4大阪駅前第4ビル8階  
三重県関西事務所 営業推進課

(3) 委託料の支払い

委託料は、業務が完了し、履行確認が行われた後に支払うものとする。

## 6 業務実施上の条件

(1) 業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議のうえ実施するものとする。

(2) 雑誌に掲載する観光施設及び関係団体等に対する取材及び調整については、受託者が行うものとする。

(3) 本業務に必要な資料や情報の収集等は、受託者が行うものとする。

(4) 契約上限額は、企画提案書に基づく委託業務のすべて、県等との打合せに関する費用を含めたものとする。

(5) 契約に基づく成果物の使用について、三重県が報告書の作成等、発注者内部の資料に使用することは差し支えないものとする。

(6) 業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、あらかじめ三重県の承諾を得た場合は、この限りではない。

(7) 業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。

なお、期間が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

(8) 業務を通じて取得した個人情報については、三重県の保有する個人情報として三重県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。

(9) 受託者は、業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。

(10) 受託者は、業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(11) 三重県が受託者を決定した後、契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく三重県と協議を行うものとし、その決定権は三重県にあるものとする。

(12) 契約締結権者は、受託者が以下に該当するときは、契約を解除することができるものとする。

- ①「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたとき

- ②三重県の発注する物件関係契約に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為を行ったと認められるとき
- (13) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
- ①断固として不当介入を拒否すること
  - ②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること
  - ③発注所属に報告すること
  - ④契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと
- (14) 受託者が上記(13)②又は③の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。